

○財務省告示第二百三十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年六月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年七月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百八十二回、第二百八十三回、第二百八十四回、第二百八十五回、第二百八十七回及び第二百九十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十二回、第六十七回、第六十八回、第六十九回、第七十一回、第七十三回、第七十四回、第七十六回、第七十九回、第八十回、第八十一回、第八十四回、第八十五回、第八十七回、第八十九回及び第九十回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入			

十四 利 子

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 償還の基
十八 償還する

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に当該非居住者又は外国人が適用を受けられる所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式し、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
平成二十三年六月二十一日付
日本証券業協会が発表した公社

（利付） 第十回 （二十年） （百九） 十	（利付） 第十回 （二十年） （百八） 十	（利付） 第十回 （二十年） （百八） 十	（利付） 第十回 （二十年） （百八） 十	（利付） 第十回 （二十年） （百八） 十	（利付） 第十回 （二十年） （百八） 十	名称及び記号
一・五%	一・九%	一・七%	一・七%	一・八%	一・七%	利率（年）
平成二十三年六月二十日	平成二十六年二月二十九日	平成二十三年二月二十九日	平成二十二年二月二十八日	平成二十九年二月二十八日	平成二十九年二月二十八日	償還期限
二百五十三億円	二百二十九億円	五百八十八億円	千七百七十七億円	五十五億円	二百三十七億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 象国債の平均値
十九 入札参加者
二十 払込期日

元利金の支
の単利回りとする。
日本銀行

債店頭売買参考統計値表に掲載
された各発行対象国債の平均値

財務大臣から通知を受けた者

平成二十三年六月二十四日

（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 四）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 〇 %
日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 日三十 月十六 二十六	十年平 日十成 日三十 月十六 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五
十六 億 円	一 億 円	五 億 円	三 億 円	二 十 四 億 円	百 五 億 円	二 十 億 円	円百 三十 一 億	一 億 円	五 億 円	三 十 億 円	円百 二十 四 億

（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 九）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 ）券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %
日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 二月十 二十七
六 億 円	七 十 億 円	十 一 億 円	十 六 億 円	八 十 三 億 円